

電報サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧				新			
別記 1 電報サービスの提供区域 （略） 1の2 電報配達員による配達ができない区域 当社は、次に掲げる区域においては、電報配達員による配達を行いません。				別記 1 電報サービスの提供区域 （略） 1の2 電報配達員による配達ができない区域 当社は、次に掲げる区域においては、電報配達員による配達を行いません。			
都道府県	市区町村	電報配達員による配達ができない区域		都道府県	市区町村	電報配達員による配達ができない区域	
		町字	(参考) 島名			町字	(参考) 島名
東京都	三宅村	三宅村全域	三宅島	東京都	三宅村	三宅村全域	三宅島
	小笠原村	父島	父島		小笠原村	父島	父島
山梨県	北都留郡小菅村	小菅村全域		山梨県	北都留郡小菅村	小菅村全域	
	北都留郡丹波山村	丹波山村全域			北都留郡丹波山村	丹波山村全域	
				<u>長野県</u>	<u>東筑摩郡麻績村</u>	<u>麻績村全域</u>	
					<u>東筑摩郡筑北村</u>	<u>筑北村全域</u>	
				附 則（令和7年1月28日東経営第000200000485号） この改正規定は、令和7年2月1日から実施します。			